

6103 「国際郵便物課税通知書」の見方、手続

税関の外郵出張所長は、課税価格が20万円以下又は寄贈物品等である郵便物に関税、内国消費税及び地方消費税を課税する場合には、「国際郵便物課税通知書」を作成して名宛人に送付することになっています。

この課税通知書には、課税の対象となる郵便物の品名のほか、関税、内国消費税及び地方消費税の課税標準である数量及び価格と適用される税率、徴収される税額などが記載されています。

まず、関税の欄について説明します。関税は「数量」を課税標準とする場合もありますが、一般的には価格が課税標準となり、原則として、輸入貨物代金(COST)、保険料(INSURANCE)、運賃(FREIGHT)を合計したCIF価格が課税標準となります。課税標準を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の日本円への換算は、税関に対し郵便物が提示された日(課税通知書に記載の法令適用日)における税関長が公示する外国為替相場によります。適用される外国為替相場につきましては、税関HP([外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)) : [税関 Japan Customs](#)) をご参照ください。

また、適用される関税率は、1個の郵便物の課税価格が20万円以下のものについては簡易税率が適用されます。ただし、同一差出人から同一名宛人に、同一時期に分割して郵送されたもの等(例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの)は、当該分割された全ての郵便物の課税価格を合計した額となります。また、編物製の衣類、履物など一部の品物や名宛人が簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは簡易税率は適用されません。この場合には一般税率の適用となります。

次に、内国消費税について説明します。内国消費税のうち消費税の課税標準は、関税の課税価格に関税額及び酒税等の消費税以外の内国消費税額を加えた価格です。また、酒税、たばこ税及びたばこ特別税は数量を課税標準とした税率が適用されます。

最後に、地方消費税について説明します。地方税である地方消費税については、消費税額を課税標準とします。

なお、減免税額の欄は、関税、内国消費税が免除又は軽減される場合に、その額が記載されます。

郵便物の名宛人は、課税通知書に記載されている合計税額を納付しなければ郵便物を受け取ることはできません。納付の方法は、税額が1万円以下、或いは1万円を超え30万円以下で名宛人が配達を希望する場合には課税通知書及び納付書(払込金受領証を兼ねます。)といっしょに郵便物も配達されますので、その場で税金の納付を日本郵便株式会社に委託する旨を申し出て、税金相当額及び日本郵便株式会社の取扱手数料を支払えば、その場で郵便物を受け取ることができます。その他の場合には、課税通知書に指定された郵便局に向いて、納付書の交付を受け、銀行の窓口又は郵便局の貯金窓口で税金を納付すれば、郵便物を受け取ることができます。なお、別途、日本郵便株式会

社の取扱手数料を支払う必要があります。

国際郵便物に関する手続等不明の場合は、税関外郵出張所等へお問い合わせください。

[税関外郵出張所一覧へ](#)

(関税定率法第3条の3、第4条～第4条の8、関税法基本通達77-4-1、関税定率法基本通達3の3-1(1)ロ、国際郵便約款第59条)

【参考】国際郵便物課税通知書

国際郵便物課税通知書
Notice of Assessment of Duties and Taxes Postal Matters

税関様式C第5080号
Customs form C No.5080
Date. 年 月 日
課税通知番号 Notice No.

差出人 Sender	名宛人 Addressee			殿
国名 Country	個数 No.	住所 Address		
郵便物番号 Postal No.				
告知書品名 Description				
原産国 Origin	到着通知番号 Arrival Notice No.			
郵便種別 Postal Classification				

税関
 外郵出張所長 印
 Director of ○○
 Branch
 Customs Office for
 Overseas Mail.
 ○○Customs.
 (住所)
 TEL (電話番号)

品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)	課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty	税額 Duty/Tax (円) (¥)
	正味数量 Net Quantities	価格(円) Value (¥)		
関税 Customs Duty				減免税額(※)
				減免税額(※)
				減免税額(※)
				減免税額(※)

品名 Classification of Goods 統計品目番号(税表番号)	課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty	税額 Duty/Tax (円) (¥)
	正味数量 Net Quantities	価格(円) Value (¥)		
関税 Customs Duty				減免税額(※)
				減免税額(※)
				減免税額(※)
				減免税額(※)

納付すべき税額の合計 Total amount of Duties and Taxes		
税科目 Duty/Tax	税額 Amount of Duties and Taxes	納付書番号 No. for the Statement of Payment

税額合計 Duty&Tax Total
 上記の税額を納付してください。
 (※) Amount of Exemption/Reduction

上記の関税および国内消費税が課されることとなりましたので、裏面をお読みの上配達を担当する日本郵便株式会社郵便局(以下「配達郵便局」といいます。)に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は輸入代理店(日本銀行の輸入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))で納税してください。なお、減税又は免税になる場合がありますので裏面をお読みの上、納税する前に上記税関にお問い合わせ下さい。また、関税等のほか、日本郵便株式会社から郵便物の通関に伴う手数料(注)が請求されます。
 (注) 郵便物の通関に伴う取扱手数料については、配達郵便局にお問い合わせください。
 Customs duty and internal tax have been assessed as stated above. Please read the instructions on the reverse side and pay the relevant duties and taxes to the Japan Post Co., Ltd.'s delivery post office, the Bank of Japan, or one of its branches, treasury agents or revenue agents (including the Post Office acting as revenue agents for the Bank of Japan). In the case that you wish to apply for exemption from, or reduction of duties and taxes, as explained on the reverse side, please inform the Customs Office to that effect before paying the relevant duties and taxes. In addition to the duties and taxes, you are requested to pay the handling charges for dutiable items by the Japan Post Co., Ltd.

別送品申告をされた方へ

この郵便物について、入国時に海外旅行等に係る別送品申告をされた方は、免税になる場合がありますので、納税しないで課税通知書、別送品申告書(入国の際税関の確認を受けた別送品申告書)を表記税関に提出(又は郵送)してください。
 この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣(国内消費税等に係るものについては、国税不服審判所長)に対して審査請求をすることができます。この場合、その旨をこの課税通知書を交付した配達郵便局にも通知してください。配達郵便局における郵便物の休管期間は、原則として1ヶ月以内となっておりますので、1ヶ月経過後、再調査の請求又は審査請求をする場合には、その期間内に当該配達郵便局に通知してください。
 If you disagree with this notice, you can file a protest to the Director General of Customs or the Minister of Finance (the President of the National Tax Tribunal about internal taxes) within three months from the day following the date of acknowledgment on this notice. In that case, please inform the Delivery Post Office where you received this notice over the counter, too. However, in principle, all undelivered postal items are held at the Delivery Post Office for the period of one month.

郵便局記載欄 配達郵便局 Delivery Post Office	配達郵便局日付印 Date stamp
---	------------------------